

確認 / 案内事項

- 【6】 立体駐車場へ車を接触させた、その他トラブル
 立体駐車場機械操作をして安全に入庫できるか確認
 ・ 可 / 入電者情報を確認し【9】へ
 ・ 不可 / 貼り紙対応の打診を行い【7】へ
 ※操作すると立体駐車場や車両に被害が出そうな場合、操作不可として対応する
 ※入電者が操作したくない様子の場合、操作不可として対応する
- 【7】 業者等への個人情報開示に了承頂けるか確認し【9】へ
 ※入居者過失の可能性がある場合は、費用案内必須
 ※作業立会は、ご協力頂けるのであればお願い→トラブルの直接関係者でない場合、無理強い不可
- 【8】 物件データにBM(ビルマネジメント)会社・立体駐車場業者の登録があるか確認
 ・ 有 / BM会社・立体駐車場業者へ連絡し、対応可否、有償か無償か確認
 ・ 無 / 無償の場合は依頼、対応不可および費用の確認が必要な場合は【9】へ【9】へ
 ※鍵が抜けない場合、鍵業者で鍵抜きまでは対応できる場合あり
 ※操作盤に緊急連絡先の掲示があるなら、教えて頂き連絡する
- 【9】 物件担当への緊急連絡が必要かポイント事項等を確認
 ・ 要 / 緊急連絡し、担当指示に従い対応【10】へ
 ・ 不要 / 【10】へ
- 【10】 ポイント事項を確認し連絡、手配、案内、報告を行う
 ※共用部空きスペースに駐車の場合、他の車両の移動の邪魔にならないように注意を促す
 ※コインパーキングやタクシー利用の費用負担について質問された場合は、支払い約束はせず
 領収書保管を促し翌営業日の担当折返しを案内
 (ポイント事項に取決めの記載があればそれに従い案内)

補助情報

操作盤例

